

令和6年4月1日

佐世保市立広田中学校 学校経営について

佐世保市立広田中学校

校長 栗林 俊明

1. 学校経営の基本姿勢

学校教育の究極の目標は、「一人一人の生徒がもっている可能性を最大限に伸ばしてやることである。」と考える。

「YOU CAN DO IT(あなたならやれるよ)」で、自らの可能性を引き出し、夢に向かって努力する生徒に伴走する広田中学校であり続けたい。

また、「教えることは希望を語ること、学ぶことは誠実を胸に刻むこと」のとおり、情熱をもって希望を語る教師と、それに応えて誠実に学ぶ生徒との間で、魂と魂が共鳴する瞬間を多く体験させることを通して、生徒は人間として豊かな感性と品性を身に付けていく。このことをいつも心に置き、実践する広田中学校教師集団であり続けたい。

2. 学校経営の基本方針

- ① 関係法令、学習指導要領、県・市教育方針等に基づき、教育者としての使命と職責を自覚し、深い教育愛と豊かで確かな指導力を身に付け、学校教育目標等の具現化に努める。
- ② 「まず児童生徒がいて、学校がある」ということを常に念頭に置き、「温かく、ふれあいに満ちた、学びがいのある学校づくり」に邁進する。
- ③ 「地域の後継者であれ」、「地域の協力者であれ」、「地域の理解者であれ」という言葉を念頭に置いたふるさと学習を展開し、ふるさと広田を愛し、ふるさとを誇りに思う生徒の育成を図る。
- ④ 「帰宅後30分の取組～帰宅後身支度を整え、机につくという大切な習慣づくり～」の定着を図り、児童生徒の自律的な生活態度を育成する。

3. 学校教育目標 めざす生徒像等

校 訓	「賢く 優しく 逞しく」
学校教育目標	「我が広田を誇りに思う生徒の育成」
めざす学校像	「広く知られる学校」 「ロマンあふれる学校」 「他者を大切に作る学校」
めざす生徒像	「広く英知を求め学ぶ生徒」 「労を惜しまず、他者に優しく接する生徒」 「耐える心を持ち、常に前進する生徒」

めざす教師像 「日々研鑽に励む教師」
「論よりまずは実践する教師」
「タイミングを逸することなく、適切な指導ができる教師」

4. 具体的な実践事項

(1) 小中一貫型教育の推進

- ① 授業相互参観や定期的な情報交換を通して、つながりを大切にする。
- ② 小学6年生との交流と中学生の日々の交流をはじめ、小学生が近い将来先輩のようになりたいと思う中学生としてのあり方を意識する場をつくる。

(2) キャリア教育の充実

- ① 「特色ある学校づくり」の実践を通して、生徒のチャレンジ精神、創造性、問題解決能力、コミュニケーション能力等の資質・能力の育成を図る。
- ② 生徒が明確な目的意識をもって学校生活を送り、主体的に進路選択・決定できる力を育む。

(3) 豊かな学びの場の設定(驚きや感動、価値ある体験、多様な表現や鑑賞の活動)

- ① 多くの感動体験をさせ、豊かな感性、たくましい人間力を育てる。
- ② 生徒が本気で取り組む学校行事を仕組み、主体性を高める。

(4) 日々の教育活動を通じた教師と生徒との信頼関係、生徒相互のよりよい人間関係の構築

① 学級経営の充実。

- ・ 思いやりがあり正義が通る学級
- ・ お互いの違いを認め、共に支え合う仲間がいる学級
- ・ 信頼と温もりで結ばれ、集団の力で個を伸ばす学級
- ・ 学習に真摯に取り組む学級
- ・ 誠実に努力することをよしとする学級
- ・ 整理整頓され、清潔な環境づくりを意識した教室

② 生徒指導の充実と徹底。

- ・ 生徒理解を深め、学習指導と関連付けた生徒指導
- ・ いじめに対する正しい認識といじめ問題を根絶する体制強化
- ・ 不登校生徒への配慮(保護者、関係機関との連携、専門家の助言・援助、個々の生徒の実態に応じた情報の提供)

③ 心のこもった挨拶と返事(学校内外で)。

④ 生徒会活動を中心とした一校一徳運動推進。

(5)「帰宅後30分の取組～帰宅後身支度を整え、机につくという大切な習慣づくり～」

基本的な生活習慣を定着することが、心の安定や効果的な時間の使い方につながり、そのことが学力の獲得や、心身の健康につながる。

規則正しく日常を過ごす習慣を地道に身に付けさせるとともに、将来を見据えた生き方をする上で大切な作業を、計画的また確実に定着させていく。この取組は、校内にとどまらず、地域へも発信しながら協力・理解を求め取り組んでいく。

(6)「語彙力の向上」～児童生徒の「言葉の力」「伝える力」の育成

コミュニケーションツールは飛躍的な発展を遂げているが、社会を生き抜くうえでは、ツールを介さず、感情や思いを直接交し合う力の獲得は欠かせない。

新聞や書物といった文字環境が薄らいでいく中で、教科書が読めない、理解できないといった、明らかな語彙力の低下が認められる。

児童生徒にとって、流行にとらわれない正しい言葉遣いや表現力は、やがて社会に生きる上で欠かせない生活能力に結び付く。授業はもちろん、日常の学校生活全体を通して、児童生徒の「言葉の力」「伝える力」を育みたい。

めざす力は、“身近な集団を営む力”の獲得である。

★令和6年度「プレゼンテーション教育実践」～「伝える力」「聞く力の育成」～

(7) 家庭・地域社会との連携及び協働

- ①家庭と連携した学習習慣・生活規律の充実。
- ②地域貢献(学校の教育力・教育施設、中学生の思いやもてる力を生かして、地域に貢献する。)
- ③積極的な情報発信。
- ④教育課程編成基本方針の家庭や地域との共有。
- ⑤地域における世代を超えた交流。

(8) 危機管理

- ① 生徒と教職員のいのちを守る。
- ② 生徒と教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守る。
- ③ 学校に対する保護者や地域社会からの信頼と信用を守る。

違和感をそのままにしない人と組織

(9) 働きやすく、働きがいのある職場づくり

- ① 課題の共有と協力・協働。
- ② 時間の見通しと仕事の軽重・優先順位。
- ③ 外部人材の協力・協働。

(10) 教職員の服務

すべての教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力でこれに専念しなければならない（地公法第30条）

職員は、勤務時間はもちろんのこと勤務時間外においても、その職の信頼を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない（地公法33条）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。（学教法11条）

5. 広田中学校教職員が、日々の教育活動で大切にすること

※生徒を、そして人を好きになろう。
※明るい挨拶と表情で人に接しよう。「朝も帰りも明るい挨拶」
※否定語を使わないように努めよう。

- (1) お互いを認める、褒める。※教師同士、生徒同士、教師と生徒、学校と保護者・地域
「過程を認める！」「成果を褒める！」
- (2) いじめや差別を許さない講話を定期的実施する。
※集会、短学活、授業、部活動
- (3) 一人一人と対話する。
※チャンス相談、計画面談、アンケート、指導記録簿
- (4) 生徒の活躍を家庭・地域に積極的に伝える。
※たより、HP、口頭
- (5) 授業改善に積極的に取り組み、生徒の学力向上を図る。
- (6) 授業規律を徹底する。
※教師の姿勢、共通実践、生徒会の取組
- (7) 一時間の授業の中で一回は学びあう場を設定する。
※ペア、グループ、全体の設定
- (8) 基本的な生活習慣の向上を図る。
※アンケート、家庭との連携
- (9) 家庭学習（自主学習）を充実させる。
※実態・特性に合わせた課題提示、徹底、称賛

【参考】

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

(1)体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2)認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。

- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。